

第8節 大気・水・土壌等の保全

1 基本的な生活環境（典型7公害）の監視の継続

(1) 大気悪臭監視調査事業⁽¹⁹⁾

<現況>

大気汚染は、工場等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康および生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気の状態は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから局所的には移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

<実施事業等>

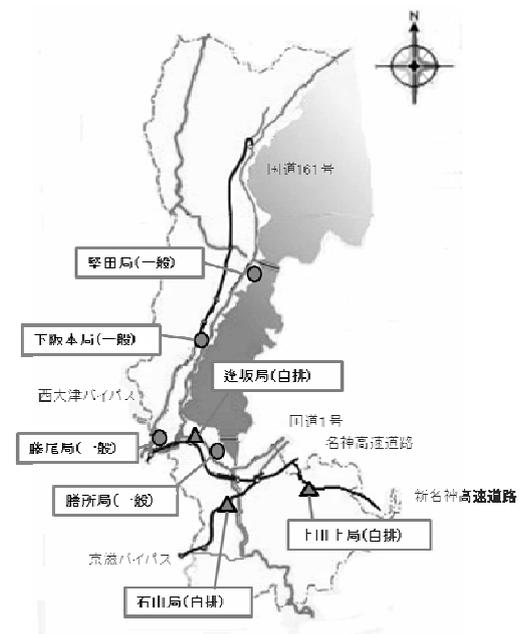
1) 調査

① 大気環境監視局による調査

本市では大気汚染防止法第22条に基づき、昭和49年より市内の大気汚染状況を把握するため大気汚染常時監視測定局を設置し、昭和63年にはテレメーターシステムの導入により常時監視を実施しています。

現在、一般環境測定局4箇所、自動車排ガス測定局3箇所の計7箇所の測定局で常時監視を継続して行っています。

大気汚染常時監視測定局位置図



大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧

(平成29年4月1日現在)

種別	名称	所在地	測定項目												
			窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	気象				騒音計	テレメータ	
									風向	風速	温度	湿度			
一般局	下阪本	下阪本四丁目 15-12	○		○		○		○	○					○
	藤尾	稲葉台 28 番地先	○				○		○	○					○
	堅田	本堅田三丁目 25 - 26	○		○		○	○	○	○	○				○
	膳所	由美浜 1-1			○										○
自排局	石山	石山寺三丁目 11-20	○	○	○		○	○	○	○				○	○
	逢坂	音羽台 6 - 1	○	○		○	○	○	○	○					○
	上田上	上田上牧町字恋ノ山 760-2	○	○			○		○	○					○

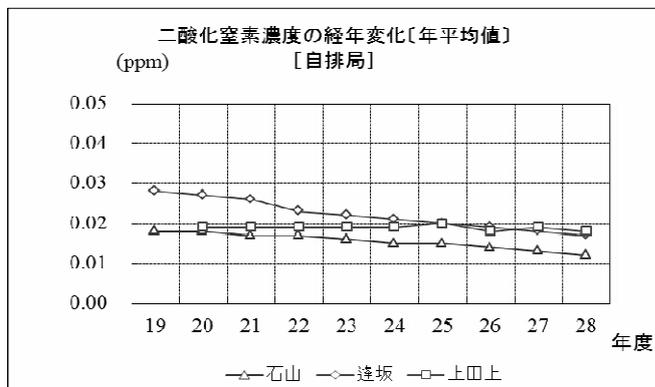
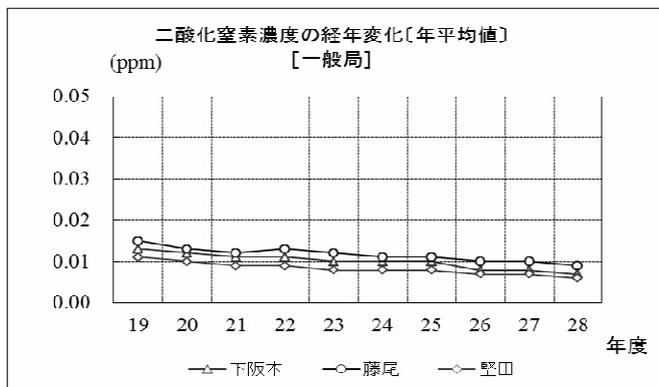
一般局：一般環境測定局 自排局：自動車排ガス測定局

大気環境監視局における測定結果は次のとおりです。

a 二酸化窒素

平成 28 年度はすべての測定局で環境基準を達成していました。

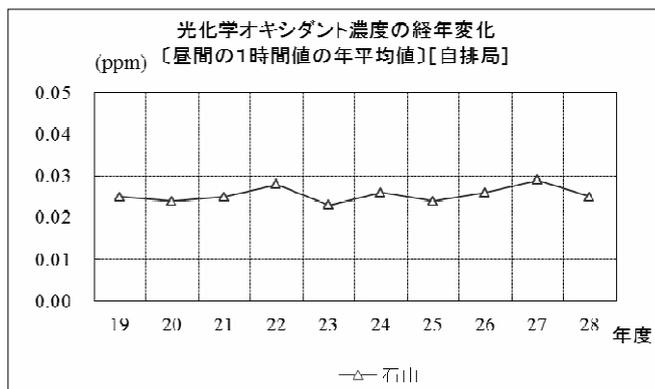
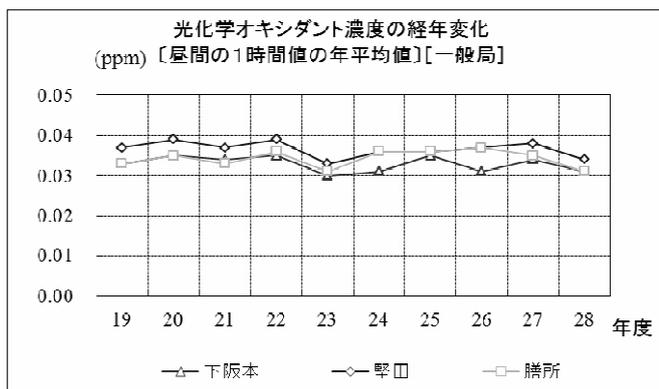
また、年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。



b 光化学オキシダント

平成 28 年度は、全国的な状況と同様に、すべての測定局で環境基準が非達成でした。そのうち、光化学オキシダント注意報の発令の目安とされている一時間値が 0.12ppm 以上であった日数(有効測定局の合計)は 0 日でした。

また、昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化については、各測定局とも横ばいで推移しています。



c 浮遊粒子状物質

平成 28 年度は、すべての測定局で環境基準を達成していました。また、年平均値については、近年横ばいで推移しています。

